

【地方行政委員会】

地方行政

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院議員提出1件であり、内閣提出の1件が成立した。

また、本委員会付託の請願2種類85件は、いずれも保留となった。

[法律案の審査]

平成7年5月26日、自治大臣と自治労委員長の会談において、消防職員の団結権問題の解決策として新たな仕組みの導入が合意されたことを受け、同年6月の第82回ILO総会条約勧告適用委員会における個別審査の結果、本総会において、日本政府に対し合意内容を反映した法改正を要請する旨の報告が採択され、その後の対応が急務となっていた。

また、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が甚大な被害をもたらしたことの反省の上に立って、防災問題懇談会は、防災施策に係る制度面の改善策として、地方公共団体相互の広域応援協定を法律に位置づけ締結の促進に資するとともに、国が他の都道府県又は特に緊急を要する場合には直接市町村に消防の応援を要請する法的システムの整備を図る必要性を提言した。

消防組織法の一部を改正する法律案は、これらの背景を踏まえ、消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置くとともに、合わせて災害の規模等に照らし緊急を要する場合等における消防の応援に関する特例を創設しようとするものである。

委員会においては、消防職員委員会の在り方、消防の応援体制整備の留意点等の質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、消防職員委員会の委員の指名に際しての消防職員の意見反映及び同委員会の適正運営の確保外2項目の附帯決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年10月19日(木)(第1回)

- 地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。
- 暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について

て深谷自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、農林水産省、文部省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第2号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、二院、無反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年12月14日（木）（第2回）

- 請願第61号外88件を審査した。
- 地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（1件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	消防組織法の一部を改正する法律案	衆	7.10.3	7.10.18 (予備)	7.10.19 可決 附帯決議	7.10.20 可決	7.10.11	7.10.19 可決 附帯決議	7.10.19 可決

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

消防組織法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 消防職員委員会の設置

- (1) 消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に委員長及び委員をもつて組織する消防職員委員会を置く。
- (2) 委員長は消防長に準ずる職にある消防職員のうちから、また委員は消防職員のうちから消防長が指名する者をもって充てる。
- (3) 消防職員委員会は、次の事項に関して消防職員から提出された意見を審議し、その結果に基づき消防長に対して意見を述べる。
 - ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。
 - ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。

- (3) 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。
 - (4) 消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。
- 2 消防の応援体制の整備
- (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。
 - (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、消防職員委員会に関する事項は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、消防職員委員会制度の導入及び大規模災害時における消防の応援に係る特例の創設に当たっては、消防行政の円滑な運営等を図る観点から、左記の事項について善処すべきである。

- 1 消防職員委員会の委員の指名については、消防職員の意見が的確に反映され、かつ、同委員会の適正な運営が確保されるよう配意すること。
- 2 消防職員委員会の組織及び運営に関する基準については、市町村消防の原則を踏まえ、必要最小限の事項について、その早期制定を図ること。
- 3 大規模災害時における消防の応援に係る特例の運用に当たっては、被災地における被害状況の迅速かつ的確な把握に努めるとともに、市町村の自主性を尊重しつつ、関係地方公共団体の長等との緊密な連携を図り、その意向を十分に踏まえ、適切な措置を講ずるよう配意すること。

右決議する。